

## 5年水張りルール：1カ月以上の湛水管理の確認方法について

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について、「5年間に一度も“水張り”が行われていない農地は交付対象としない」こととなり、“水張り”については、水稲作付を基本としつつ、①湛水管理が1か月以上実施され、かつ、②連作障害による収量低下が発生していないことが確認できる場合は、水稲の作付が行われたものとみなす運用とされたところです。

奥州市農業再生協議会では、今後下記の方法で確認いたしますので、次年度以降の作付けの参考としてください。

### ① 原則

**水張りの原則は水稲作付です。計画的な水稲作付を検討してください。**畑作物等の作付状況により、1カ月以上の湛水を行う場合は、**必ず各土地改良区の通水期間に行ってください。**

### ② 1カ月以上の湛水管理の確認方法

以下、(1)及び(2)により確認。

#### (1) 写真（農業者が撮影）

- ・ 湛水管理が行われていることが分かる写真を撮影しますが、写真は1筆ごとに、1か月以上の湛水管理が行われていることを確認するため、湛水開始時期と湛水終了時期の2回撮影をお願いします。
- ・ 写真には、氏名、ほ場地名地番、撮影年月日を記載した紙等が写り込むように撮影してください。

#### (2) 現地確認（地域農業再生協議会が実施）

- ・ 地域農業再生協議会は、4月から9月までの間、毎月10日前後に湛水状況の現地確認を実施し、それぞれのほ場において、
  - ア 水稲作付の場合と同等の湛水管理が実施されているか
  - イ 用水により湛水状態が維持されているか等を確認します。湛水を行う場合は、下記問い合わせ先まで湛水管理計画（任意様式）をご提出ください。市ホームページに参考様式を掲載していますので、ご確認ください。

### ③ 連作障害による収量低下の有無の確認方法

- 過去5年間のほ場ごとの収量や病害虫の発生状況が分かる書類・記録等により、連作障害による収量低下が発生していないかを、毎年度確認します。  
※対象ほ場単位の収量等が把握できない場合は、1か月以上の湛水管理を行った水田を含む一体的に管理する複数ほ場のデータから按分する等して確認します。
- 地域農業再生協議会による連作障害等の確認
  - ア 対象ほ場における過去5年間の収量の推移（連続での減収及び大幅な減収（8割未満）となっていないこと）や病害虫の発生状況（確認①）
  - イ 対象ほ場における過去5年間の収量と、近傍ほ場における収量及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較（収量については8割以上であること）（確認②）※近傍ほ場での作付けがない場合、麦・大豆等の畑作物については、畑作物の直接支払交付金の奥州市平均単収と比較。  
確認①及び確認②の両方を満たした場合（ほ場）のみ、連作障害が発生していないことを確認したものとみなします。市ホームページに収量確認用の参考様式を掲載していますので、ご確認ください。

#### お問い合わせ

〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市農業再生協議会事務局 奥州市農政課農産係 TEL0197-34-1583（直通）

E-mail:nousei@city.oshu.iwate.jp